

○上田市環境美化監視員設置要綱

平成19年3月30日
告示第63号

(設置)

第1条 上田市における不法投棄等に関する調査、啓発及び監視活動を行い、もって環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、環境美化監視員(以下「監視員」という。)を設置する。

(定数)

第2条 監視員の定数は、43人以内とする。

(任務)

第3条 監視員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 担当する区域における定期的な巡回
- (2) 不法投棄に関する情報の市長への報告
- (3) 不法投棄の防止に関する啓発
- (4) 環境の保全及び公衆衛生の向上に関し必要な調査、啓発及び監視活動

(身分証明書)

第4条 監視員は、その任務を遂行するときは、上田市環境美化監視員証(別記様式)を携帯し、関係者の求めがあったときは、これを提示しなければならない。

(任期)

第5条 監視員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
(丸子町不法投棄監視員設置要綱の廃止)
- 2 丸子町不法投棄監視員設置要綱(平成13年丸子町告示第14号)は、廃止する。
附 則(平成21年3月30日告示第88号)
この告示は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

(表面)

		第 号
上田市環境美化監視員証		
写 真	氏 名	
	年 月 日 発 行	
上 田 市 長		印

(裏面)

--

本証は、上田市環境美化監視員設置要綱により定めるものである。

- 1 本証は、環境美化監視員の任務の遂行の際には必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときには、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 退任したときは、直ちにこの証を返納しなければならない。
- 5 本証の有効期限は、発行日から 年 月 日までとする。